

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本口腔外科学会定款第8条第1項の規定に基づき、会員の会費等について定めるものとする。

(入会金)

第2条 入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 準会員 1,000円

(会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 15,000円
- (2) 準会員 年額 3,000円
- (3) 賛助会員 年額 1口 100,000円

(会費の用途等)

第4条 入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の40パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(納入期限等)

第5条 会費の納入は年1回とし、毎事業年度初めの月に当該年度分を全納するものとする。

ただし、新規入会会員は入会時に入会金および当該年度の会費を納入するものとする。

- 2 入会金および会費の分納は認めない。
- 3 送金手数料は、会員の負担とする。

(会費の免除)

第6条 やむを得ない事情がある場合は、理事会の議を経て、第3条に定める会費のうち、一部又は全部を免除することができる。

(退会時納付義務)

第7条 退会しようとするときに会費その他の経費負担について滞納がある場合、直ちにその全額を納付しなければならない。

(再入会時納付義務)

第8条 退会した者が再び入会しようとするときは、会費その他の経費負担について滞納がある場合、その全額を納付しなければ入会することができない。

(規則の改正)

第9条 この規則を改正する場合には、理事会の議を経て、総会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、公益社団法人日本口腔外科学会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、2014年10月16日から施行する。ただし、第3条第1号の改正後の年額は、2015年度の会費から適用する。